



# 令和7年度 神奈川県外国人介護人材 受入促進事業費補助金

**外国人介護人材**を受入れる**障害福祉サービス事業所**  
を応援します！

外国人介護職員が円滑に就労・定着できるようにすることを目的に、外国人介護職員を受け入れるための環境整備等を行った障害福祉サービス事業所に対し、その取組に要した経費の一部を助成します。



## 補助対象となる取組

- ◆外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入及び活用促進に必要な取組
- ◆その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

|      |   |
|------|---|
| 交付対象 | 神奈川県内に所在し、裏面に記載の障害福祉サービス事業を行い、外国人介護職員を受け入れる(予定を含む)施設<br>※在留資格の種類にかかわらず対象となります。  |
| 補助金額 | 補助率3/4 補助上限額22万5千円(1施設あたり)  |
| 対象期間 | 交付決定のあった日から令和8年3月31日まで  |
| 対象経費 | 補助対象となる取組のうち補助事業の実施に必要な次に掲げる経費<br>報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費   |
| 申請方法 | 神奈川県の <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f535601/gaikokujinshougai.html">ホームページ</a> に、申請方法が掲載されています。<br><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f535601/gaikokujinshougai.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f535601/gaikokujinshougai.html</a> |

神奈川県 外国人介護人材 補助金

お問い合わせ

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部  
地域福祉課 福祉介護人材グループ

横浜市中区日本大通1 東庁舎2階  
TEL: 045-210-4755 FAX: 045-210-8874

## 対象サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定される次の障害福祉サービス

- ①居宅介護
- ②重度訪問介護
- ③行動援護
- ④療養介護
- ⑤生活介護
- ⑥短期入所
- ⑦重度障害者等包括支援
- ⑧施設入所支援
- ⑨共同生活援助

## 取組の例

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入及び活用促進に必要な取組

- ・ 多言語翻訳機の購入又はリース
- ・ e-ラーニングシステムの導入
- ・ 導入機器のマニュアル作成
- ・ 導入に係る研修、関連規定の整備 等

※導入後のツール等の運営費は補助対象外

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

- ・ 日本語学習の支援
- ・ 介護福祉士の資格取得に必要な取組
- ・ 生活支援に必要な取組 等

## Q&A

<事業全般>

Q1 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。

A1 補助対象となります。ただし、雇用予定であることを証明する書類を提出いただく必要があります。

Q2 特段の事情により、外国人介護職員の入国が遅れたことにより、今年度中に雇用できなかった場合でも、今年度中に実施した取組は補助対象となるか。

A2 外国人介護職員を円滑に受け入れるための準備にかかる取組を実施した場合は、補助対象となります。

Q3 交付決定日より前に事前着手した場合(費用の支払や研修の受講等)補助対象となるか。

A3 補助対象となりません。ただし、事前着手届を事前に提出していた場合は、事前着手届に記載した事業着手年月日から補助対象とすることが可能です。

<外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入及び活用促進に必要な取組関係>

Q4 e-ラーニングシステムなどを使用するためのPC等の購入費用は補助対象になるか。

A4 補助対象となります。ただし、使用は補助対象目的に限定してください。

<その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組関係>

Q5 対象となる取組の具体例を教えてください。

A5 日本語学習の支援、介護福祉士の資格取得に必要な取組、生活支援に必要な取組(メンタルケア等)などをいいます。ただし、本補助金は「外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入及び活用促進に必要な取組」を主たる補助対象とすることにしておりますので、可能な限り主旨に則った事業実施をお願いします。